

平成27年10月9日
環境生活部食と暮らしの安全推進課

賞味期限不適正表示に対する食品表示法に基づく指示について

本日、食品表示法第6条第1項の規定に基づき指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 対象事業者

- (1) 事業者名 : 株式会社ヒット仙台
- (2) 代表取締役 : 藤原 裕巳
- (3) 所在地 : 亘理町逢隈田沢字早川77番地の1

2 経過

賞味期限延長に関する情報提供に基づき、塩釜保健所岩沼支所が、平成27年9月9日から株式会社ヒット仙台に対して調査を実施していたところ、少なくとも平成26年1月1日から平成27年7月23日までの間、冷凍ゆでがに等12品種(686.5kg, 150枚)について、製造者が設定した賞味期限を科学的・合理的根拠がなく延長し販売していました。

3 措置

株式会社ヒット仙台が行った行為は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。)第14条の規定により準用する第9条第1項第13号(内容物を誤認させるような表示の禁止)及び法附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとして適用される加工食品品質表示基準第6条第3号に違反するものです。

このため、塩釜保健所は、株式会社ヒット仙台に対し、法第6条第1項の規定により、以下の内容の指示を行いました。

4 指示の内容

- (1) 製造あるいは加工、販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行うこと。
- (2) 販売した食品の一部について、法第4条第1項の規定により定められた食品表示基準の遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者及び取引先に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)に係る措置について、平成27年10月22日までに塩釜保健所岩沼支所宛て報告すること。

なお、これまでのところ、本事案に関連した健康被害の発生及び報告はありません。また、事業者が出荷した製品及び保管していた製品17件について検査を実施したところ、食品衛生法の規格基準違反はありませんでした。事業者は、10月7日(水)から自主回収を実施しています。

食品表示法（抜粋）

（平成25年6月28日法律第70号）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6（略）

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8（略）

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（権限の委任等）

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～4（略）

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）
（平成27年3月6日政令第68号）

（都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務）

第七条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規定する保健所を設置する市をいう。第八項において同じ。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が行うこととする。ただし、第一号及び第三号から第七号までに掲げる事務（第一号に掲げる事務にあっては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときに限り、第四号から第六号までに掲げる事務にあっては法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項又は第三項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該指示に係る食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二～七 （略）

2～8 （略）

食品表示基準（抜粋）

（平成27年3月20日内閣府令第10号）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～十二 （略）

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（表示禁止事項）

第十四条 食品関連事業者が販売する業務用加工食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第九条第一項（第十二号を除く。）の規定を準用する。

附則

（経過措置）

第三条 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。

加工食品品質表示基準（抜粋）

（平成12年3月31日農林水産省告示第513号 平成27年3月31日廃止）

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1)～(2) (略)

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(4) (略)